

委任状

記入日 年 月

委任状は、委任者が全ての項目をご記入ください。

委任者 (お願いする方)	住 所	
	氏 名	印
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日

私は、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

代理人 (市役所に来る方)	住 所	
	氏 名	
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日

委任する内容、必要通数を下記に必ず記入してください。(裏面記入例参照)

住民票等	- の[個人・世帯全員]の住民票 通 - の記載事項証明書[個人・世帯全員] 通 下記の内容を書せる場合は、□にチェックしてください。 ☐本籍 ☐続柄 ☐外国人固有項目 ☐履歴(氏・住所・世帯主) ☐マイナンバー ☐住民票コード ※マイナンバーを書せる場合は、具体的な提出先と提出理由を必ず記載してください。 提出先と提出理由 ※マイナンバーと住民票コードを記載する場合は本人宛に郵送します。
戸籍等	- の戸籍[謄本・抄本] 通 - の出生から死亡までの連続した戸籍謄本 各 通 - の附票[謄本・抄本] 通 戸籍の附票に右記の事項が必要な場合は☑してください。 ☐本籍・筆頭者氏名 ☐在外選挙人登録情報 ☐住民票コード - の[身分証明書・独身証明書] 通
住所異動	の住所変更[転入・転出・転居]
印鑑登録	☐ 印鑑登録申請(再登録申請)
その他	上記事項に当てはまらない事項を委任する方はご記入ください。

※ 病気や怪我などで自筆が困難な場合のみ、代理人が代筆できます。

代筆者	住 所	
	氏 名	
	代筆の理由	

《記入例》

住民票等	・ <u>山武 太郎</u> の[個人 <u>世帯全員</u>]の住民票 <u>1</u> 通 ・ _____ の記載事項証明書[個人・世帯全員] _____ 通 下記の内容を載せる場合は、□にチェックしてください。 ☒本籍 ☒続柄 ☐外国人固有項目 ☐履歴（氏・住所・世帯主） ☒マイナンバー ☐住民票コード ※マイナンバーを載せる場合は、具体的な提出先と提出理由を記載してください。 提出先と提出理由 <u>〇〇株式会社へ年末調整にマイナンバーの記載が必要なため</u> ※マイナンバーと住民票コードを記載する場合は<u>本人宛</u>に郵送します。
戸籍等	・ <u>山武 太郎</u> の戸籍<u>〔謄本〕</u>・抄本] _____ <u>1</u> 通 ・ <u>山武 花子</u> の出生から死亡までの連続した戸籍謄本 各 _____ <u>2</u> 通 ・ <u>山武 太郎</u> の附票<u>〔謄本〕</u>・抄本] _____ <u>1</u> 通 戸籍の附票に右記の事項が必要な場合は☒してください。 ☒本籍・筆頭者氏名 ☐在外選挙人登録情報 ・ <u>山武 太郎</u> の<u>〔身分証明書〕</u>・独身証明書] _____ <u>1</u> 通
住所異動	・ <u>山武 太郎</u> の住所変更<u>〔転入〕</u>・転出・転居]
印鑑登録	☒ 印鑑登録申請（再登録申請）
その他	上記事項に当てはまらない事項を委任する方はご記入ください。 相続登記手続きで法務局に提出するため、 <u>山武花子の婚姻から死亡までの連続した戸籍謄本各1通</u>

※ 代理人は必ず本人確認をお持ちください。

② 運転免許証・パスポート・個人番号カード（写真付）等の身分証明書の場合は1点

② ①の身分証明書がない場合は、資格確認書、公的年金関係書類等を2点以上

《注意事項》

※ 委任事項に必要な通数が記載されていないものは、1通のみの交付となります。

※ 同住所、ご親族の方でも住民票が別世帯の場合は、本委任状が必要となります。

※ 消せるボールペンは使用しないでください。

※ 個人番号及び住民コードの記載された住民票の写しを代理人が請求した場合、代理人の方に直接交付することはできません。

※ 個人番号とは、平成27年10月より日本に住民票を持つすべてのの方に通知される12桁の番号です。平成28年1月から社会保障・税・災害対策の分野で法令に定められた行政手続きに必要となります。

※ 住民票コードとは、住民基本台帳ネットワークシステムの稼働により、1人1人に無作為に割り当てられた11桁の番号です。平成14年8月に世帯ごとに住民票コード通知を送付しています。住民票コードにより個人が特定されるため、利用には制限があり民間での利用はできません。

※ 戸籍に記載されている方が死亡などで、委任状の準備ができない場合は、申請する方と死亡された方の関係を確認できる戸籍謄本が必要です。

※ 住民票の除票は、原則本人のみが請求できます。本人以外の請求者自身が利害関係人であり、自己の権利行使や義務履行のため、または、官公庁への提出が必要な場合には、委任状がなくとも請求することができます。請求の際には、正当な請求理由と請求理由を裏付ける利害関係が明らかになる書類が必要です。

※ 署名の場合、委任者の押印は不要です。